



# 平成30年度 教育委員会 第21回定例会 議案

1 日 時 平成31年3月20日（水）午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 議 事

第 53 号議案	教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する 規則の策定	… 1
第 54 号議案	静岡県立富士山麓山の村運営に関する規則を廃止する 規則の制定	… 2
第 55 号議案	「文化力の拠点」における新県立中央図書館基本計画の策定	… 5
第 56 号議案	静岡県教育委員会組織規則の一部改正	… 8
第 57 号議案	静岡県教育委員会文書管理規則の一部改正	… 21
第 58 号議案	静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正	… 25
<非>第 59 号議案	人事案件	… 非
<非>第 60 号議案	人事案件	… 非
<非>第 61 号議案	人事案件	… 非
<非>第 62 号議案	人事案件	… 非
<非>第 63 号議案	人事案件	… 非

4 閉 会

静岡県教育委員会

第 53 号議案

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を別冊のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 20 日提出

静岡県教育委員会教育長

第 54 号議案

静岡県立富士山麓山の村の運営に関する規則を廃止する規則

静岡県立富士山麓山の村の運営に関する規則（昭和 56 年教育委員会規則第 6 号）  
は、廃止する。

平成 31 年 3 月 20 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第54号議案 概要>

静岡県立富士山麓山の村の運営に関する規則を廃止する規則

1 廃止の理由及び概要

静岡県立富士山麓山の村を廃止することに伴い、静岡県立富士山麓山の村の運営に関する規則は、廃止する。

2 施行期日

平成32年4月1日から施行する。

静岡県立富士山麓山の村の運営に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月1日

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀

静岡県教育委員会規則第〇〇号

静岡県立富士山麓山の村の運営に関する規則を廃止する規則

静岡県立富士山麓山の村の運営に関する規則（昭和56年静岡県教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

(件名)

**「文化力の拠点」における新県立中央図書館基本計画の策定**

(社会教育課)

**1 議案（協議）の要旨**

東静岡駅南口県有地に計画する「文化力の拠点」の整備において、施設の中心的機能として県立中央図書館を全館移転する方針を受け、昨年度策定した基本構想を基に「文化力の拠点」における新県立中央図書館基本計画」を策定する。

**2 議案（協議）の位置付け**

県立中央図書館の全館移転整備に伴う基本的な計画等を策定し、「文化力の拠点」整備計画に反映させていくため。

**3 今回のポイント****主な内容**

○図書館サービス計画	閲覧・配架、貸出・返却、情報サービス（レファレンス、課題解決型）、デジタルデータの活用 等
○市町立図書館等への支援	協力貸出、研修、情報ネットワークシステムの整備 等
○資料整備計画	資料収集方針、資料収集計画、資料保存方針 等
○施設整備計画 (「新しい知的空間」など文化力の拠点内の他の施設を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来館者想定 年間 100 万人</li> <li>・収蔵冊数 約 170 万～200 万冊</li> <li>・面 積 16,000 m<sup>2</sup>程度</li> </ul>
○管理運営体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館の根幹機能については直営を軸に検討</li> <li>・新しい図書館機能をもとに民間のノウハウを取り入れ効率的でサービス水準の高い運営体制を構築</li> </ul>

**<特 徴>**

- ・多彩で豊富な蔵書を身近に感じる「公開書庫」の実施
- ・研究に没頭できる環境、様々なタイプの閲覧席、高度なレファレンスなど
- ・市町立・学校図書館への支援、資料のデジタル化・オープンデータ化の推進
- ・全点収集の児童書をいかした「子ども図書館」の設置
- ・「文化力の拠点」各機能をつなぐ本のある「新しい知的空間」を創造

**4 策定までのスケジュール**

12月 18 日から 1 月 15 日 パブリックコメント実施

3 月 6 日 教育委員会定例会協議会にて協議

3 月 7 日 第 2 回新県立中央図書館整備に関する有識者会議

第55号議案

「「文化力の拠点」における新県立中央図書館基本計画の策定

「「文化力の拠点」における新県立中央図書館基本計画」を別紙（別冊）のとおり策定する。

平成31年3月20日提出

静岡県教育委員会教育長

## 「文化力の拠点」における新県立中央図書館基本計画 概要

### (要 旨)

東静岡駅南口県有地に計画する「文化力の拠点」の整備において、施設の中心的機能として県立中央図書館を全館移転する方針を受け、昨年度策定した基本構想を基に「文化力の拠点」における新県立中央図書館基本計画」を策定する。

### 1 基本計画（案）の概要

#### (1) 目指すべき姿

- ・ 県民の生涯学習・読書活動の拠点としての図書館
  - ・ “ふじのくに”のことなら何でもわかる図書館
  - ・ 県内市町立図書館等を強力に支援する図書館
  - ・ 県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館 ⇒ 「新しい知的空間」との連携
- } 県民の知のインフラとしての役割

#### (2) 主な内容(案)

○図書館サービス計画	閲覧・配架、貸出・返却、情報サービス（レファレンス、課題解決型）、デジタルデータの活用 等
○市町立図書館等への支援	協力貸出、研修、情報ネットワークシステムの整備 等
○資料整備計画	資料収集方針、資料収集計画、資料保存方針 等
○施設整備計画 （「新しい知的空間」など文化力の拠点内の他の施設を除く）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 来館者想定 年間 100 万人</li><li>・ 収蔵冊数 約 170 万～200 万冊</li><li>・ 面 積 16,000 m<sup>2</sup>程度</li></ul>
○管理運営体制の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 図書館の根幹機能については直営を軸に検討</li><li>・ 新しい図書館機能をもとに民間のノウハウを取り入れ効率的でサービス水準の高い運営体制を構築</li></ul>

#### <特 徴>

- ・ 多彩で豊富な蔵書を身边に感じる「公開書庫」の実施
- ・ 研究に没頭できる環境、様々なタイプの閲覧席、高度なレファレンスなど
- ・ 市町立・学校図書館への支援、資料のデジタル化・オープンデータ化の推進
- ・ 全点収集の児童書をいかした「子ども図書館」の設置
- ・ 「文化力の拠点」各機能をつなぐ本のある「新しい知的空間」を創造

### 2 取組

#### (1) パブリックコメントの実施

県民意見募集期間 平成 30 年 12 月 18 日から平成 31 年 1 月 15 日

#### (2) 有識者会議の開催

第 1 回 平成 30 年 10 月 23 日、第 2 回 平成 31 年 3 月 7 日

#### (3) 基本計画の策定

パブリックコメントや有識者会議の意見を参考としながら、文化・観光部と連携して本年度内に基本計画を策定し、「文化力の拠点」整備に反映する。

**第 56 号議案**

**静岡県教育委員会組織規則の一部改正**

平成 31 年度教育委員会組織の改編に伴い、静岡県教育委員会組織規則の一部改正を行う。

平成 31 年 3 月 20 日提出

**静岡県教育委員会教育長**

## <第 56 号議案 概要>

### 静岡県教育委員会組織規則の一部改正

#### 1 改正等の理由

平成 31 年度教育委員会組織の改編に伴い必要な改正を行う。

#### 2 改正の内容

##### (1) 文化財保護に関する組織の移管

文化財保護に関する事務を知事が所管することに伴い、文化財保護課及び埋蔵文化財センターの組織を知事部局に移管することから当該組織に係る規定を改める。

##### (2) 学校づくり推進室長の設置

魅力ある学校づくり推進計画に係る企画・調整を担う職として、高校教育課に「学校づくり推進室長」を置く。

##### (3) 全国高校総体推進室の継続設置

平成 32 年度開催の高校総体に対応するため、健康体育課に置かれている全国高校総体推進室を継続設置することに伴い、所掌事務に係る規定を改める。

##### (4) 社会教育課青少年育成班の設置

社会教育課の青少年施設班及び青少年環境班を統合し、青少年育成班とする。

##### (5) その他

その他所要の改正を行うほか、文化財保護に関する事務を知事が所管することに関して、附則で以下の規則の廃止及び一部改正をする。

ア 静岡県文化財保護条例施行規則

廃止する。

イ 静岡県文化財保護審議会規則

廃止する。

ウ 静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則

廃止する。

- エ 静岡県銃砲剣類登録審査委員の任命に関する規則  
廃止する。
- オ 静岡県出土文化財の管理に関する規則  
廃止する。
- カ 静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会  
の権限に属する事務に関する規則  
文化財の保護に関する事務を削除する。
- キ 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則  
文化財の保護に関する事務に係る規定を削除する。

### 3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県教育委員会組織規則

静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(定義) <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育事務所 地域又は事項を限った事務局の機関として、<u>第12条</u>の規定に基づき設置された静岡県静東教育事務所及び静岡県静西教育事務所をいう。</p> <p>(3) <u>埋蔵文化財センター</u> 地域又は事項を限った事務局の機関として、<u>第12条</u>の規定に基づき設置された静岡県埋蔵文化財センターをいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(名称、機関の分類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 教育部を大別して本庁及び現地機関とし、各機関の意義は、次の表の左欄に掲げる機関の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるところによる。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>意義</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>現地機関</td><td>教育部のうち、教育事務所、埋蔵文化財センター及び教育機関をいう。</td></tr></tbody></table> <p>(職及び職制)</p> <p>第6条 教育部に次の表に左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p>	区分	意義	(略)		現地機関	教育部のうち、教育事務所、埋蔵文化財センター及び教育機関をいう。	(定義) <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育事務所 地域又は事項を限った事務局の機関として、<u>第10条</u>の規定に基づき設置された静岡県静東教育事務所及び静岡県静西教育事務所をいう。</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(名称、機関の分類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 教育部を大別して本庁及び現地機関とし、各機関の意義は、次の表の左欄に掲げる機関の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるところによる。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>意義</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>現地機関</td><td>教育部のうち、教育事務所及び教育機関をいう。</td></tr></tbody></table> <p>(職及び職制)</p> <p>第6条 教育部に次の表に左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p>	区分	意義	(略)		現地機関	教育部のうち、教育事務所及び教育機関をいう。
区分	意義												
(略)													
現地機関	教育部のうち、教育事務所、埋蔵文化財センター及び教育機関をいう。												
区分	意義												
(略)													
現地機関	教育部のうち、教育事務所及び教育機関をいう。												

職名	職務
(略)	
理事	教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。

2 (略)

(位置及び組織)

#### 第7条 (略)

2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
(略)	
社会教育課	企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年施設班 青少年環境班
文化財保護課	文化財管理班 文化財調査班

3 (略)

(所掌事務)

第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
(略)	
財務課	(1)～(5) (略) (6) <u>埋蔵文化財センター及び教育機関の施設及び設備</u> (他課の所掌に属するものを除く。) に関すること。 (7) (略)
(略)	
健康体育課	(1)～(10) (略) (11) <u>平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催</u> に関すること。 (12) (略)
社会教育課	(1)・(2) (略) (3) 公民館、図書館等の社会教育

職名	職務
(略)	
参事	教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。

2 (略)

(位置及び組織)

#### 第7条 (略)

2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
(略)	
社会教育課	企画班 地域家庭班 青少年指導班 青少年育成班

3 (略)

(所掌事務)

第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
(略)	
財務課	(1)～(5) (略) (6) 教育機関の施設及び設備 (他課の所掌に属するものを除く。) に関すること。 (7) (略)
(略)	
健康体育課	(1)～(10) (略) (11) 全国高等学校総合体育大会の県内の競技開催に関すること。 (12) (略)
社会教育課	(1)・(2) (略) (3) 公民館、図書館等の社会教育

	<p>施設（文化財保護課及び健康体育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(4)～(22) (略)</p>	<p>施設（健康体育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(4)～(22) (略)</p>
文化財保護課	<p>(1) 文化財保護施策の企画立案及び推進に関すること。</p> <p>(2) 静岡県文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(3) 文化財の指定、解除及び現状変更に関すること。</p> <p>(4) 文化財の保存管理及び活用並びに文化財への助成に関すること。</p> <p>(5) 埋蔵文化財発掘調査の指導及び関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 銃砲刀剣類の登録に関すること。</p> <p>(7) 文化財保護の指導者養成に関すること。</p> <p>(8) 文化関係団体（知事部局並びに義務教育課及び高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(9) 博物館に関すること。</p> <p>(10) 静岡県立美術館に係る学術的な調査研究に関すること。</p> <p>(11) 埋蔵文化財センターに関すること。</p>	
2～5 (略) (職及び職制)		2～5 (略) (職及び職制)
第9条 (略)	2 前項に掲げるもののほか、必要と認める課に学校事務統括監及び学校事務参事を置き、その職にある者は、教育部と県立学校との連携調整及び県立学校における業務円滑化の推	2 必要と認める課に学校事務統括監及び学校事務参事を置き、その職にある者は、教育部と県立学校との連携調整及び県立学校における業務円滑化の推進を行うこととし、静岡県

進を行うこととし、静岡県立学校管理規則第33条第1項に規定する事務長の職にある者に兼ねて補する。

### 3 (略)

(現地機関の名称等)

第10条 現地機関のうち、地域又は事項を限った事務局の機関として、次の表の左欄に掲げる機関を置くこととし、その位置及び所掌事務は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

機関名	位置	所掌事務
(略)		
静岡県静 西教育事 務所	(略)	
静岡県埋 蔵文化財 センター	静岡市	本庁の文化財保護課が 所掌する埋蔵文化財に 関する事務の一部

### 2 (略)

(組織)

第11条 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を置く。

現地機 関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県 静西教 育事務 所	(略)		
静岡県		総務課	総務班

立学校管理規則第33条第1項に規定する事務長の職にある者に兼ねて補する。

3 高校教育課に学校づくり推進室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて、高等学校に関する重要事項を処理する。

### 4 (略)

(現地機関の名称等)

第10条 現地機関のうち、地域又は事項を限った事務局の機関として、次の表の左欄に掲げる機関を置くこととし、その位置及び所掌事務は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

機関名	位置	所掌事務
(略)		
静岡県静 西教育事 務所	(略)	

### 2 (略)

(組織)

第11条 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を置く。

現地機 関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県 静西教 育事務 所	(略)		

<u>埋蔵文化財センター</u>	<u>調査課</u>	<u>調査班 普及班</u>	
静岡県立中央図書館	(略)		
(略)			

(略)

2 (略)

(所掌事務)

**第12条** 前条に規定する現地機関の課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

<u>現地機関名</u>	<u>課名</u>	<u>所掌事務</u>
静岡県 静東教育事務所及び 静岡県 静西教育事務所	(略)	
<u>静岡県埋蔵文化財センター</u>	<u>総務課</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公印の管守に関すること。</li> <li>(2) 文書の保存に関すること。</li> <li>(3) 職員の服務に関すること。</li> <li>(4) 予算の経理その他会計事務に関すること。</li> <li>(5) 所管財産の管理に関すること。</li> </ul>

静岡県立中央図書館	(略)
(略)	(略)

(略)

2 (略)

(所掌事務)

**第12条** 前条に規定する現地機関の課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

<u>現地機関名</u>	<u>課名</u>	<u>所掌事務</u>
静岡県 静東教育事務所及び 静岡県 静西教育事務所	(略)	

		<p><u>すること。</u></p> <p>(6) <u>所内諸規程に関すること。</u></p> <p>(7) <u>他課の主管に属さないこと。</u></p>		
	調査課	<p>(1) <u>埋蔵文化財の調査及び研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>埋蔵文化財の保存及び活用に関すること。</u></p> <p>(3) <u>埋蔵文化財に関する支援及び助言に関すること。</u></p> <p>(4) <u>埋蔵文化財に関する知識の普及及び啓発に関すること。</u></p>		
静岡県立中央図書館	(略)		静岡県立中央図書館	(略)
(略)			(略)	
2・3 (略) (附属機関)			2・3 (略) (附属機関)	
第15条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担任事務及び主管課は、次の表のとおりである。			第15条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担任事務及び主管課は、次の表のとおりである。	
名称	担任事務	主管課	名称	担任事務
(略)			(略)	
静岡県青少年環境整備審議会	(略)		静岡県青少年環境整備審議会	(略)
静岡県文化財保護審議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定による教育委員会の諮問に応じて、	文化財保護課		

<u>文化財の保存及び活用</u> <u>に関する重要事項につ</u> <u>いて調査審議し、及び</u> <u>これらの事項に関し教</u> <u>育委員会に対する建議</u> <u>に関する事務</u>			
--	--	--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(静岡県文化財保護条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 静岡県文化財保護条例施行規則（昭和40年静岡県教育委員会規則第1号）

(2) 静岡県文化財保護審議会規則（昭和50年静岡県教育委員会規則第11号）

(3) 静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則（平成12年静岡県教育委員会規則第15号）

(4) 静岡県銃砲刀剣類登録審査委員の任命に関する規則（平成12年静岡県教育委員会規則第17号）

(5) 静岡県出土文化財の管理等に関する規則（平成23年静岡県教育委員会規則第11号）

(静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則の一部改正)

3 静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則（平成12年静岡県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後
(市町が処理する事務の範囲)		(市町が処理する事務の範囲)
第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
1 (略)		1 (略)
2 特例条例別表第2の8の項目に掲げる事務	静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第33条第1項の規定による許可（静岡県文化財保護条例施行規則（昭和40年静岡県教育委員会規則第1号）第31条第1項に規定するものに限る。）	
3 特例条例別表第	文化財保護条例（以下この項において「条例」という。）	

	<u>2の8の 項目に掲 げる事務</u>	<u>の施行に関する次に掲げるも の</u>  <u>(1) 条例第33条第3項におい て準用する条例第12条第3 項の規定による指示（文化 財保護条例施行規則第31条 第2項に規定するものに限 る。）</u>  <u>(2) 条例第33条第3項におい て準用する条例第12条第4 項の規定による命令又は許 可の取消し（文化財保護條 例施行規則第31条第2項に 規定するものに限る。）</u>		
4	<u>特例条 例別表第 2の8の 項目に掲 げる事務</u>	<u>文化財保護条例第33条第4 項の規定による損失の補償 (文化財保護条例施行規則第 31条第3項に規定するものに 限る。)</u>		
5	<u>特例条 例別表第 2の8の 項目に掲 げる事務</u>	<u>文化財保護条例施行規則 (以下この項において「施行 規則」という。)の施行に関す る次に掲げる事務</u>  <u>(1) 施行規則第4条（施行規 則第18条及び第20条におい て準用する場合を含む。）の 規定による申請書の受付</u>  <u>(2) 施行規則第11条第2項 (施行規則第29条第2項に おいて準用する場合を含 む。)の規定による報告の受 付</u>  <u>(3) 施行規則第15条第1項の 規定による認定書の手交</u>  <u>(4) 施行規則第15条第2項の 規定による申請書の受付</u>		

(5) 施行規則第33条第2項の  
規定による申請書の受付

**第3条** 次の表の中欄に掲げる事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を除くものとする。

1 特例条例 別表第2 の3の3 の項(1)に 掲げる事 務	静岡県埋蔵文化財保護事務 に関する規則第4条第1項に 規定する事務のうち、国の機 関若しくは文化財保護法施行 令（昭和50年政令第267号） 第1条に規定する法人又は静 岡県行政手続条例（平成7年 静岡県条例第35号）第2条第 6号に規定する県の機関の通 知に係る通知書の受付
2 特例条例 別表第2 の3の3 の項(2)に 掲げる事 務	静岡県埋蔵文化財保護事務 に関する規則第4条第2項に 規定する事務のうち、国の機 関若しくは文化財保護法施行 令第1条に規定する法人又は 静岡県行政手続条例第2条第 6号に規定する県の機関への 通知の伝達

**備考** 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正）

4 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成26年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（委任された事務又は専決した事務の報告等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 教育長は、第4条の規定により専決した事項（同条第2項の規定により教育長が教育部職員に専決又は代決させた事項を含む。）のう</p>	<p>（委任された事務又は専決した事務の報告等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 教育長は、第4条の規定により専決した事項（同条第2項の規定により教育長が教育部職員に専決又は代決させた事項を含む。）のう</p>

ち、次に掲げるものについては、速やかに教育委員会の会議に報告しなければならない。

(1) (略)

(2) 第4条第1項第3号に掲げるもののうち、静岡県文化財保護条例（昭和43年静岡県条例第25号）に規定する文化財の指定及び指定の解除に関するもの

(3) (略)

4・5 (略)

ち、次に掲げるものについては、速やかに教育委員会の会議に報告しなければならない。

(1) (略)

(2) 削除

(3) (略)

4・5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 57 号議案

静岡県教育委員会文書管理規則の一部改正

静岡県教育委員会文書管理規則の一部改正を行う。

平成 31 年 3 月 18 日提出

静岡県教育委員会教育長

## <第57号議案 概要>

### 静岡県教育委員会文書管理規則の一部改正

#### 1 改正に至る背景

森友学園への国有地売却に関する交渉過程の記録が1年未満で廃棄された問題を契機に、内閣府は「行政文書の管理に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を改正し、公文書の保存期間を原則1年以上とし、1年未満で廃棄できる文書を限定列挙した。

こうした中、各省庁では、ガイドラインの内容を踏まえ、今年度から所管の文書管理規則を改正するとともに、本県においても「静岡県文書管理規則」が改正されることとなった。教育委員会においても、公文書の適正な管理・保存の徹底を図る見地から改正を行う。

併せて、労働基準法施行規則改正に伴い、「年次有給休暇管理簿」を3年間保存することが定められたため、当該書類の保存期間を1年間から3年間とする改正を行う。

#### 2 改正内容

項目	改正前	改正後
保存期間	長期、10年、5年、3年、1年、1年未満	長期、10年、5年、3年、1年
保存期間が1年未満の文書	文書管理者（所属長）の判断により、1年間以上保存する必要がないと認めた文書	6項目に限定列挙 ・公文書の写し ・日常的な業務連絡 ・出版物等を編集した文書 ・事実関係の問合せへの応答 ・明白な誤り等により利用に適さなくなった文書 ・意思決定に与える影響がないと認められる文書
休暇申請簿等の保存期間	1年	3年

#### 3 施行期日

平成31年4月1日

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会文書管理規則（平成13年静岡県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公文書の保存期間) 第10条 公文書の保存期間は、長期、10年、5年、3年、 <u>1年又は1年未満</u> のいずれかの期間とする。	(公文書の保存期間) 第10条 公文書の保存期間は、長期、10年、5年、3年 <u>又は1年</u> のいずれかの期間とする。  2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する公文書の保存期間は、 <u>1年未満</u> とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する情報を含む公文書その他の意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証に必要となる公文書については、この限りでない。 (1) 第8条第1項の規定により管理されている公文書の写しである公文書 (2) 定型的又は日常的な業務の連絡及び日程表等である公文書 (3) 出版物等を編集した公文書 (4) 本庁の課（室）又は現地機関等の所掌事務に係る事実関係の問合せに対する応答に関する公文書 (5) 明白な誤り等があることを理由に当該明白な誤り等のみを修正した場合の修正前の公文書その他の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった公文書 (6) 意思決定に至る過程で作成し、又は取得した公文書であって、当該意思決定に与える影響がないと認められるもの  3 文書管理者は、別表に定める基準に基づき、公文書ファイルごとに保存期間を設定しなければならない。
2 文書管理者は、別表に定める基準に基づき、公文書ファイルごとに保存期間を設定しなければならない。	

3 第1項の保存期間は、公文書ファイルを作成した日の属する年度の翌年度の初日から起算するものとする。ただし、保存期間を1年未満とした公文書ファイルの起算日については、この限りでない。

#### 4・5 (略)

別表 (略)

保存期間の区分	左欄の区分に属する公文書
(略)	
第4種(保存期間が3年のもの)	1～4 (略) 5 教育総務課において整理する官報及び県公報  6 その他3年間保存する必要があると認められる公文書
第5種(保存期間が1年のもの)	1～6 (略) 7 調査資料等で重要でないもの 8 職員の服務に関する申請書、届出書等 9 各種試験の願書及び答案 10 (略)
第6種(保存期間が1年未満のもの)	その他の公文書で、1年間以上保存する必要がないと認められるもの

4 前項の保存期間は、公文書ファイルを作成した日の属する年度の翌年度の初日から起算するものとする。ただし、保存期間を1年未満とした公文書ファイルの起算日については、この限りでない。

#### 5・6 (略)

別表 (略)

保存期間の区分	左欄の区分に属する公文書
(略)	
第4種(保存期間が3年のもの)	1～4 (略) 5 教育総務課において整理する官報及び県公報 6 職員の服務に関する申請書、届出書等 7 その他3年間保存する必要があると認められる公文書
第5種(保存期間が1年のもの)	1～6 (略) 7 調査資料等で重要でないもの 8 各種試験の願書及び答案 9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- この規則は、平成31年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- この規則による改正後の第10条及び別表の規定は、施行日以後において職員が職務上作成し、又は取得した公文書について適用し、施行日前において職員が職務上作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

第 58 号議案

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正を行う。

平成 31 年 3 月 20 日提出

静岡県教育委員会教育長

## ＜第 58 号議案 概要＞

### 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

#### 1 改正理由及び内容

- ・平成 31 年度より文化財保護に関する組織が知事部局へ移管されることに伴い、教育委員会の文書事務における文化財保護に関する規定を削除する。(別表第 1 関係)
- ・事務手続きの効率化を図るため、分校用の公印(県立学校長印)を調整するための規定を加える。(別表第 2 関係)

#### 2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

静岡県教育委員会訓令甲第 1 号

本  
各 教 育 事 務 所  
各 教 育 機 関  
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改める。

平成 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前				改正後			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
種別	番号	課名等	課名等の頭字	種別	番号	課名等	課名等の頭字
本庁				本庁			
(略)				(略)			
9 (略)				9 (略)			
<u>10</u> 文化財保護課 教文				<u>10</u> (略)			
<u>11</u> (略)				<u>11</u> (略)			
<u>12</u> (略)				<u>12</u> (略)			
<u>13</u> (略)				<u>13</u> (略)			
<u>14</u> (略)							
教育事務所				教育事務所			
(略)				(略)			
埋蔵文化財センタ	<u>1</u>	総務課	埋文総	教育機関 (県立学校を除く。)			
	<u>2</u>	調査課	埋文調	(略)			
教育機関 (県立学校を除く。)				(略)			
(略)							
別表第2 (略)				別表第2 (略)			
種類	寸法 (ミリメートル)	用途	管守者	種類	寸法 (ミリメートル)	用途	公印管守者
(略)				(略)			

教育事務所印	(略)		
埋蔵文化財センター印	〃	〃	埋蔵文化財センター所長
中央図書館印	(略)		
(略)			
教育事務所長印	(略)		
埋蔵文化財センター所長印	〃	〃	埋蔵文化財センター所長
中央図書館長印	(略)		
(略)			
県立学校長印	(略)		

教育事務所印	(略)		
中央図書館印	(略)		
(略)			
教育事務所長印	(略)		
中央図書館長印	(略)		
(略)			
県立学校長印(分校用を除く。)	(略)		
県立学校長印(分校用に限る。)	〃	〃	校長が指名した者

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第11号中「平成」を削る。

#### 附 則

この訓令甲は、平成31年4月1日から施行する。

別添資料

第21回定例会 報告事項

番号	項目	Page
配 布 報 告	平成 30 年度県立青少年教育施設指定管理者外部評価委員会概要	1
	静岡県指定文化財の指定及び指定解除	10
	平成 31 年度定期人事異動概況	非

## 平成30年度 県立青少年教育施設指定管理者外部評価委員会概要

(社会教育課)

## 1 指定管理者外部評価委員会の目的

指定管理者による管理、運営及び事業が県の施設として健全に行われているか毎年評価を行い、適切な管理運営や提供するサービスの向上を図る。(年度評価)

なお、次期指定管理者の選定手続き開始前までに、期間全体における利用実績及び運営状況を評価し、指定管理者による管理運営の効果が認められるかを判断する。(期間評価)

## 2 委員

役職	立場	氏名	所属	経験
委員長	学識経験者	瀬戸知也	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	7年
委員	利用者代表(学校)	住吉秀浩	富士宮市立井之頭小学校 教頭	1年
委員	利用者代表(学校)	外山昭博	浜松市立三ヶ日中学校 校長	2年
委員	危機管理専門家	池田浩敬	常葉大学社会環境学部 教授	5年
委員	海洋活動専門家	鉄多加志	東海大学海洋学部 准教授	7年
委員	野外活動専門家	脇坂茂	日本ボーイズカット静岡県連盟 副理事長	4年
委員	財務専門家	兼高則之	公認会計士 兼高会計事務所	6年

## 3 年度評価結果(詳細は別紙参照)

## (1) 三ヶ日青年の家

総括評価	A
主なコメントや要望等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の特性を活かした事業や地元団体と連携した事業が展開され、高い評価を得ている。</li> <li>○施設内の整理整頓や清潔の保持など、利用者からの評価は年々高まっている。</li> <li>○海洋活動再開3年目となり、海洋活動については前年度に引き続き高い評価を得ている。</li> <li>▲台風に対するカッター・ハーバーの係留物の対応が不十分であった。自然災害に対する検討を進めてもらいたい。</li> <li>▲参加者を十分に確保できない主催事業が見られた。広報活動の工夫や事業の改善を図ってもらいたい。</li> <li>▲利用者から改善を求める意見があった食堂運営について、メニュー・配膳等の改善を進めてもらいたい。</li> </ul>

## (2) 朝霧野外活動センター

総括評価	A
主なコメントや要望等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の整理整頓、清潔の保持、食堂の使いやすさなど、非常に高い評価を得ている。</li> <li>○地域や施設の特性を活かした事業や多種多彩なプログラムは利用者の満足度が高い。</li> <li>○指導・助言及び安全への配慮について高い評価を得ている。また、天候急変によるプログラム変更にも必要な対応や支援がなされている。</li> <li>▲台風等による自然災害への備えをより一層検討してもらいたい。</li> </ul>

	<p>▲大学と連携している研究の成果や豊富なプログラムを他施設に提供するなど、県立施設全体の質が上がるよう努めてもらいたい。</p> <p>▲施設に対する臭いや汚れに対する不満も見られたので、細かな点まで改善をお願いしたい。</p>
--	--

#### 4 期間評価結果（朝霧野外活動センター）（詳細は別紙参照）

総括評価	A
主なコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の管理・運営、事業の運営、利用団体への対応等、すべての面について高い評価が得られている。</li> <li>○地域の特性を活かした事業の展開や不登校・ひきこもりの青少年のためのキャンプ等は、青少年の健全育成の観点からも高く評価できる。</li> <li>○第3期に3事業、12プログラムが新規に開発され、利用者へのサービス向上に努めている。</li> <li>○職員の対応や活動プログラムに関して、利用者の満足度は期間を通じて常に高い評価が得られている。</li> </ul>

#### 5 委員会開催状況

開催日		会場	協議内容
第1回	10月26日(金)	三ヶ日青年の家	ヒアリング、評価資料確認等
第2回	11月1日(木)	朝霧野外活動センター	ヒアリング、評価手順確認等
第3回	2月18日(月)	県庁	平成30年度の評価決定 朝霧期間評価決定
	3月11日(月)	県庁	教育長・教育部長に評価結果を報告 指定管理者へ評価結果を伝達

#### (参考) 評価について

年度評価	評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営が適切に行われているか</li> <li>・利用者へのサービスの向上が図られているか</li> </ul>
	評価の材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種報告書（収支状況、維持管理、利用状況、施設運営、事業運営等）</li> </ul>
期間評価	評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間全体における利用実績及び運営状況</li> <li>・指定管理者による管理運営の効果が認められるか</li> </ul>
	評価の材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度～30年度の年度評価</li> <li>・事務局作成の参考資料（利用者数・利用者評価・収入等の推移、新規研修プログラム一覧）</li> </ul>

#### (参考) 指定管理期間

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30～
朝霧	期	第1期(3年間)			第2期(5年間)			第3期(5年間)				
	指定管理者	日本キャンプ協会グループ										
三ヶ日	期				第1期(3年間+1年間)			第2期(3年間)		第3期(5年間)		
	指定管理者				(株)小学館集英社ブローカーション			三ヶ日フィールドパートナーズ				

平成 30 年度 青少年教育施設指定管理者外部評価委員会 評価結果

〈三ヶ日青年の家〉

◇ 9 段階評価ポイント

評価項目	評価ポイント		
	30年度	29年度	28年度
評価の総括	A	A	A
①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	A	A-	A-
②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	A-	A-	A-
③青少年の健全な育成を図る事業の運営	A	A	A
④学校利用への適切な対応	A	A+	A
⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開	A+	A	A
⑥安全な野外活動実施のための取組について	A	A	A-

※平成 28 年度までは、項目別評価⑥は「安全な海洋活動実施のための取組について」

(参考) 9 段階評価ポイントの意味

記号	意味	その他
A	十分満足できる	
B	おおむね満足できる	
C	努力を要する	ABC に対し、必要に応じて+ の付加記号を付ける。

◇ 評価の総括 [9段階評価 A+ A A- B+ B B- C+ C C- ]

- ・青少年教育施設としての目的にあった活動の展開や地域の特性を活かした事業の展開等の点で、利用者から高い評価が得られている。
- ・「また施設を利用したいか」というモニター調査の質問に対して、前年度を上回る好結果が得られている。
- ・海洋活動再開 3 年目となり、海洋活動については前年度に引き続き高い評価を得ている。食堂運営等について利用者からの要望がみられるので、それらへの対応は今後の課題である。
- ・今後、年間利用者数をさらに向上させるために、海洋活動以外の活動の充実や運営上の工夫、改善等に一層努めてもらいたい。
- ・財務関係については、平成 29 年度においても、収支差がマイナスとなっているが、平成 28 年度より改善が見られる。改善の要因は、収入 (利用料金、自主事業、県委託料等) の増加、運営費支出の減少である。一方で、施設管理費、人件費は増加して、今後もその傾向が予想される。平成 30 年度において、LED 化して経費削減に努めている報告があるが、今後も収入増加、支出削減に努めて収支差がプラスに転じるよう努力してもらいたい。

◇ 要望項目

1. 台風に対するカッターやハーバーの係留物について、陸揚げ等の事前対応が十分でなかった。今後、このような自然災害に対する検討を十分に進めてもらいたい。
2. 主催事業の中で、参加者が 0 人など募集定員が目標に達しなかったものがあった。より効果的な広報活動等の工夫を期待するとともに、魅力ある事業となるように改善を図ってもらいたい。
3. 今年度、新たに「災害事故対応マニュアル」が整備されたことは評価できるが、内容が一般的なものに止まっている部分もあるため、三ヶ日の特徴を反映したより実効性の高いマニュアルにしてもらいたい。
4. 食堂に対する評価は高まってはいるもののまた配膳やメニューに対する不満が見られるため、配膳・片付け方法の改善を進め、さらには、食堂で提供するメニューをより豊富にしたり、地産地消を意識したメニューにしたりするなど、よりよい食堂運営に努めてもらいたい。

## ◇ 項目別評価

### ①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理

[ 9段階評価 A ]

- ・指定管理者モニター調査では、施設内の整理整頓や清潔の保持、食堂の使いやすさに関する評価は、一昨年、昨年、今年と年を追うごとに高まってきており、高い評価を得ている。
- ・一方で、「各部屋に濡れたタオルや服を干す場所がほしい」という声や外トイレの清掃（くもの巣取り）に関する要望が複数あったので、対応してもらいたい。
- ・台風等の自然災害による被害を最小限に止めるための船の陸揚げなどの対応の検討が必要である。

### ②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営

[ 9段階評価 A- ]

- ・職員の対応については、説明の分かり易さや対応の親切さに関して、昨年よりさらに高い評価を得ている。
- ・夏季に冷房を入れた休憩室を設置する等、利用者の声を生かして、安全・安心・快適な施設となるように取り組んでいる。
- ・食堂運営については、今まで以上にサービス向上が図られないと評価できるが、配膳・片付けの際に時間がかかりすぎるという利用者からの声もあるため、今後改善を進める必要がある。
- ・年間利用者数を向上させるために、人数の見込めるイベントの複数開催等の運営上の工夫に努めてもらいたい。

### ③青少年の健全な育成を図る事業の運営

[ 9段階評価 A ]

- ・浜名湖や周辺の自然を生かしたプログラムや施設のもつ良さを十分に生かしたもの、子供達が充実感や達成感を感じ取る活動等が工夫されており多くの利用者から高い評価を得ている。
- ・地元のボランティア団体や三ヶ日の小中学校の結びつきを重視した魅力的な事業が昨年より充実し、大人と子供の関わりが深まり、青少年の健全育成に大きく寄与している。また、利用者の体験の幅を広げると共に、様々な人とのかかわりによってスタッフや運営に携われる人材の育成を行うことができている。
- ・地域の青少年と密着した活動を更に深めることにより、遠州地区、三河地区の青少年の利用者が増え、青少年の健全な育成を図る事業が更に充実できると思われる。

### ④学校利用への適切な対応

[ 9段階評価 A ]

- ・次期学習指導要領の実施により予想される学校利用のあり方の変化に対応するため、各教育委員会との連携を強めていくとしている点は評価できる。
- ・児童生徒が協力して達成感を味わうことができるプログラムが海洋活動、陸上活動ともにあり、学校の目的に応じた支援がされているので高い評価を得ている。事前打合せにおいても、目的が達成されるように、また、安全・安心に活動が展開されるように指導・助言が行われている。
- ・昨年度に比べて、小・中学校・高校の利用が減っている。利用している学校の満足度は高いので、学校利用が伸びていくように働きかけをお願いしたい。
- ・ヒヤリハット事例に関しては、様々なケースに柔軟かつ迅速な対応が求められるため、関係諸機関や地域との綿密な連携体制をより強固なものにしていただきたい。

### ⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開

[ 9段階評価 A+ ]

- ・海洋活動だけでなく、ピザ作りなど多岐にわたるプログラムが満足度高く提供されおり、教育施設として十分な活動が提供されている。
- ・各種団体だけでなく、モンゴル高校生の訪問やプラジル領事館後援事業への協力など多彩な団体の要望に適切に対応、支援している点は評価できる。
- ・秋冬にも海洋活動が選ばれるよう、更に新しいプログラム開発につなげてほしい。

### ⑥安全な野外活動実施のための取組について

[ 9段階評価 A ]

- ・下見の実施により、より安全な野外活動の実施がされている。
- ・事故防止や危機管理体制の確保が、地域や警察との連携によって、より強化されている。自然体験活動マニュアルが作成されて、海洋活動だけでなく、陸上に関しても実施体制が整ってきた。また、定められた個人訓練は全て実施し、技術の向上を図っている等は評価される。
- ・予定していた地元教員を対象とした「水辺の安全講習」を実施することができずに、来年度に持ち越すことになったことは残念であった。

平成30年度 青少年教育施設指定管理者外部評価委員会 評価結果  
 <朝霧野外活動センター>

◇ 9段階評価ポイント

評価項目	評価ポイント			
	30年度	29年度	28年度	
評価の総括	A	A	A	
項目別評価	①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	A	A-	A
	②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	A	A	A
	③青少年の健全な育成を図る事業の運営	A+	A+	A
	④学校利用への適切な対応	A	A	A
	⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開	A+	A+	A+
	⑥安全な野外活動実施のための取組について	A	A	/

※平成28年度までは、項目別評価⑥は設けていない。

(参考) 9段階評価ポイントの意味

記号	意味	その他
A	十分満足できる	
B	おおむね満足できる	
C	努力を要する	ABCに対し、必要に応じて+−の付加記号を付ける。

◇ 評価の総括 [9段階評価 A+ A A- B+ B B- C+ C C- ]

- 施設の管理・運営、事業の運営、職員の対応、食堂運営等について、利用者から高い評価が得られている。
- 地域の特性を活かした各種事業の展開や不登校・ひきこもりの青少年のためのキャンプ等は、青少年の健全育成という観点からも、高く評価できる。
- 「また施設を利用したいか」というモニター調査の質問に対しても、高い評価が得られている。
- 台風等自然災害への備えやヒヤリハット事例への対応については、今後より一層の検討をお願いしたい。
- 財務関係については、平成29年度は、平成28年度と比較すると、収支差が減少している。この要因は、運営費は経費削減に努めている一方で、管理費の修繕料、消耗品費が増加し、消費税が増加したことが挙げられる。今後も修繕料等が一定額以上必要となることが考えられるため、収入増加、経費（支出）の増加抑制に努めていただきたい。

◇ 要望項目

- 台風被害による倒木を使用したクラフトを行うなど有効活用してもらいたい。
- 台風等による自然災害は今後ますます増えてくることが予想される。自然災害への備えについては、より一層の検討を行ってもらいたい。
- 大学と協力して取り組んでいる研究の成果や多岐にわたる豊富な朝霧のプログラムを他の県立青少年教育施設に提供するなど、施設間の連携を強め、県立施設全体の質がよりあがるように取り組んでもらいたい。
- 利用が拡大している一方で、臭いや汚れといった施設管理に関する不満が見られたので、細かな点まで行き届くよう改善をお願いしたい。

## ◇ 項目別評価

### ①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理

[ 9段階評価 A ]

- ・指定管理者モニター調査では、本館棟、キャンプ場エリアの整理整頓や清潔の保持、食堂の使いやすさに関する評価は、昨年よりもさらに高まっており、非常に高い評価を得ている。
- ・テントの使いやすさについても、老朽化の問題を抱えながらも評価が昨年より僅かに改善している。
- ・台風等の自然災害への備えについては、より一層の検討が必要である。

### ②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営

[ 9段階評価 A ]

- ・職員の対応については、利用団体の要望への配慮や親切で丁寧な対応等、利用者から高い評価が得られている。
- ・休所日の運用や安全に対する研修の充実など、利用者が快適に施設を利用できる運営がなされている。
- ・地域社会との協働や、周辺機関との連携体制が充実しており、安心して利用できる。
- ・食堂運営についても、アレルギー対策がしっかりとっているとともにメニューが豊富で高い評価が得られている。
- ・「管理体制図及び事故・災害対応マニュアル」（平成30年4月版）も、前年指摘した内容が改善されており、問題ない。今後も各種安全マニュアルに沿った継続的な訓練の実施・見直しを続けてもらいたい。

### ③青少年の健全な育成を図る事業の運営

[ 9段階評価 A+ ]

- ・朝霧高原ならではの自然環境を生かした野外活動を中心としたプログラムが、利用者から高い評価を得られている。
- ・不登校・引きこもりの青少年を対象とした事業、近隣小学校へのスケート場施設開放等、様々な団体との連携・協力体制が確立していることにより利用者の体験の幅を広げるとともに、様々な人とのかかわりによって次世代のスタッフや運営に携われる人材の育成を行なうことができている。これによって青少年の健全な育成に寄与するとともに、安全・安心で快適な事業運営に繋がっていると思われる。

### ④学校利用への適切な対応

[ 9段階評価 A ]

- ・指導・助言及び安全への配慮について高い評価を得ており、十分に満足できる対応がなされている。事前打合せにおいて、目的が達成されるように、また、安全・安心に活動が展開されるように適切な指導・助言が行われている。天候急変によるプログラム変更においても、目的達成に向けて必要な対応や支援がされている。
- ・本館、キャンプ場ともに小学校の利用が伸びている。充実したプログラム、清潔な施設、安全への配慮、職員の対応の良さを「また利用したい」との理由に挙げている学校が多い。
- ・ヒヤリハット事例に関しては、対策のフィードバックや情報共有を行い、未然防止に努めていただきたい。

### ⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開

[ 9段階評価 A+ ]

- ・施設の特長を生かした多種多彩なプログラムが提供されており、利用者の満足度が高い。
- ・新規プログラムの開発から本格提供へと、新しいプログラムの創出にも成果を上げている。
- ・利用団体を対象とした実習や講習を行ってプログラム企画やリスクマネジメント等の研修を提供しており評価が高い。
- ・新規プログラムの開発など利用団体の研修の幅を広げる取組も評価できる。

### ⑥安全な野外活動実施のための取組について

[ 9段階評価 A ]

- ・利用者に対する安全指導に関しては、野外活動プログラム実習が2回開催され、危険事例集も安全な野外活動を行うための情報として提供するために準備されている。また、下見の際には問題や課題が生じた場合に、適切な解決策を提供し、計画の変更に助言をしている。
- ・危機管理の所内体制として、使用機材の点検整備・更新を行い、各種のマニュアルの見直しや事故発生時の対応手順の改善を行っている。更に静岡大学と共同し、ウォークラリー等でルートを外す対策を研究して、成果をプログラムに反映させる取組をしている。

平成30年度 青少年教育施設指定管理者外部評価委員会

朝霧野外活動センター指定管理第3期（H27～30）期間評価結果

◇ 評価項目・ポイント

評価項目		評価ポイント
評価の総括		A
項目別評価	①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	A
	②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	A
	③青少年の健全な育成を図る事業の運営	A+
	④学校利用への適切な対応	A
	⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開	A+
	⑥安全な野外活動実施のための取組について	A

(参考) 9段階評価ポイントの意味

記号	意味	その他
A	十分満足できる	
B	おおむね満足できる	
C	努力を要する	心象としてABCに対し上回るか下回るかにより、必要に応じて+−の付加記号を付ける。

◇ 評価の総括 [9段階評価 A+ A A- B+ B B- C+ C C- ]

- ・指定管理第3期期間を通じて、施設の管理・運営、事業の運営、学校利用への対応、青少年教育施設の目的にあった活動、安全な野外活動の取組のすべての面について、利用者から高い評価が得られている。
- ・朝霧高原という地域の特性を活かした各種事業の展開や不登校・ひきこもりの青少年のためのキャンプ等は、青少年の健全育成の観点からも高く評価できる。
- ・第3期に新たに実施された3事業（「プラネタリウム一般開放」「プラネタリウムと星空探訪」「ナビゲーションスポーツ・キャンプ in 朝霧」）や12の新規の研修プログラムの開発等は、利用者へのサービス向上に努めている点で、高く評価できる。
- ・職員の親切で丁寧な対応や活動プログラムに関する利用者の満足度も高く、「また施設を利用したいか」というモニター調査の質問に対しても、期間を通じて常に高い評価が得られている。
- ・利用者数の増加傾向もみられ、指定管理者による努力の成果が出ている。
- ・今後、国の施設など同じ目的を持つ他の施設との連携や協力を進めていくことで、施設の価値を更に高めていくことが期待できる。
- ・経営的には、平成27年度にLED化への投資により翌年度以降の経費削減に取り組んだ。また人件費や修繕費の突発的な需要増に対し他の費用を流用して対応しているが、経営の柔軟性を確保するためにはより一層の経費削減のほか自主事業の収益の向上も必要と考える。

## ◇ 項目別評価

### ①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理

[9段階評価 A+  A-  B+  B  B-  C+  C  C- ]

- ・本館・キャンプ場共に施設内の整理整頓や清潔の保持については、利用者から高い評価が得られている。
- ・第2期中の課題として、屋外キャンプ場の樹林の間伐などの環境整備が挙げられていたが、第3期中には十分な対応がなされた点は評価できる。
- ・台風等自然災害への備えについて一層の検討が必要である。
- ・日常点検の現状に問題は無いが、施設の老朽化に起因する事故等が生じないよう引き続き十分な配慮をお願いしたい。

### ②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営

[9段階評価 A+  A-  B+  B  B-  C+  C  C- ]

- ・期間を通して、職員の対応が親切丁寧であり、念入りな事前打合せ等から、利用者が安全・安心・快適に利用できる施設の運営が出来ている、という点で、高い評価が得られている。また、食堂運営の点において、アレルギー対応に関しても、高い評価が得られている。
- ・広報・情報提供活動による周知の効果が出て、利用者拡大につながっている。
- ・事故の発生による対応は丁寧であったが、今後も十分な安全点検を日常的にお願いしたい。

### ③青少年の健全な育成を図る事業の運営

[9段階評価 A+  A-  B+  B  B-  C+  C  C- ]

- ・雄大な自然環境を生かした野外活動を中心としたプログラムが、利用者から高い評価を得られている。朝霧探検隊やウォークラリー等、子供達が力を合わせる活動への子供の充実感や達成感が高い。また、プラネタリウムやスケート等、朝霧ならではのプログラムも高い評価が得られている。
- ・不登校やひきこもりの子供のためのキャンプ等は、青少年の健全な育成を図る事業として高く評価できる。
- ・第3期における利用者の評価、活動プログラムは、「安全に配慮されたもの」、「参加者が楽しめるよう工夫されたもの」、「施設のもつ良さを十分に生かしたもの」この項目について、着目すると、平成30年度は、約0.2 ポイント上昇している事は、高く評価できる。

### ④学校利用への適切な対応

[9段階評価 A+  A-  B+  B  B-  C+  C  C- ]

- ・小・中学校の利用数は年々増加しており、第2期5年目（平成26年度）に比べて第3期4年目（平成30年度）は12月時点で団体数が1.44倍、延べ人数が1.57倍となっている。特に小学校の利用は、団体数、延べ人数共に年々増加している。
- ・学校の利用目的の達成や安全な活動実施のための適切な指導・助言、配慮が必要な子供の情報共有、活動プログラム（雨天代替プログラム含む）やエリア・天候についての情報提供、要望に対する親切かつ丁寧な対応により、学校利用者からの評価は高く、「また利用したい」との学校が多い。「一部、事前打合せや下見が不十分な状況が見られる」と指摘があった第2期の課題は改善され、徹底が図られている。県東部地区の青少年教育施設が減る中、小学校のニーズがより高まると考えられるので、現状の取組を今後も積み重ねていきたい。
- ・ヒヤリハット事例への適切な対応がされているが、さらに未然防止の点から、施設及び活動エリアの確実な安全点検を実施すると共に、活動の進め方や危機管理についての指導・助言により学校教員のスキルアップを図ることも期待したい。

## ⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開

[9段階評価 A+ A- B+ B B- C+ C C- ]

- ・今期の1年目から野外活動の専門家として利用団体から高く評価されており、期間を通じて利用団体からの信頼も極めて高い。新規プログラムもフォトロゲイニングなど特徴あるプログラムが提供されている。
- ・また、サイクリングの充実も図られておりプログラムに対する評価も年を追って高くなっている。
- ・職員に対する評価も年々高くなっており、高い信頼を得ている。
- ・屋外エリアの整備も進んでおり、一層使いやすくなった。
- ・国の施設など同じ目的を持つ他の施設との連携や協力を進めていくことで、施設の価値を更に高めていくことが期待できる。

## ⑥安全な野外活動実施のための取組について

[9段階評価 A+ A A- B+ B B- C+ C C- ]

- ・活動前の説明の分かり易さや活動プログラムの安全に対する配慮が、ともに前年度の評価を上回り、取組が上手く機能していることが分かる。また、施設内およびキャンプエリアにおける整理・整頓、屋外エリアにおける危険箇所に関する配慮についても評価が向上しており、過去のトラブルからの対策ができると考えられる。
- ・新しいプログラムが導入されることで、未知の危険性や練度不足から生じるトラブルも予測されることから、運用に関しては、安全管理と危機管理を徹底して、備えていただきたい。
- ・今後、繁忙期の人員と質の確保が心配される。連勤による安全性と質の低下を招かないように、必要な人員の確保と適切な労務管理が求められる。

## 静岡県指定文化財の指定及び指定解除について

(文化財保護課)

## 1 概要

静岡県教育委員会は、平成 31 年 3 月 11 日（月）に開催された静岡県文化財保護審議会の答申を受け、下記の指定文化財の指定及び指定解除を決定した。

## 2 県指定文化財の指定

（1）中屋遺跡出土黒漆塗瓜文鞍（なかやいせきしゅつどくろうるしなりうりもんくら）1点、呪符木簡（じゅふもっかん）5点、ヤダケ1束

ア 種 別 有形文化財（考古資料）

イ 員 数 17点

ウ 年 代 鎌倉時代

エ 所 在 地 静岡市清水区蒲原 5300-5（静岡県埋蔵文化財センター）

オ 所 有 者 静岡県

カ 指 定 基 準 県指定有形文化財指定基準 考古資料の部 4

キ 指 定 理 由

本資料は、中屋遺跡で検出された鎌倉時代の護岸施設から出土した一括資料である。

螺鈿鞍は、前輪と後輪、居木が組まれた状態で出土した。前輪の一部が欠損するが、他の部分は、ほぼ完全な状態で残存していた。表面には、黒漆が塗られ、25箇所に螺鈿による瓜文が施されていた痕跡が残る。また、居木には擦れた痕跡があり、実際に騎乗に使用されていたものと推測される。中世に遡る螺鈿鞍は、伝世した14例が知られているが、中世の螺鈿鞍で遺跡からほぼ完形で出土したのは全国的に見ても本例のみであり、馬具の歴史のみならず漆工芸の歴史を考える上で貴重な資料である（高さ 30.6cm、長さ 40.3cm、幅 44.2cm）。

呪符木簡は、5枚が重ねられた状態で出土した。いずれもヒノキ製で、上部は圭頭形で下部に向かい幅を狭め、長さは 14.3~13.8cm、最大幅は 2.5cm である。

文字の基本的な構成は符籤+呪句（急々如律令）であり、うち 3枚は表面右下に「春」「夏」「秋」、1枚は裏面中央に「冬」と記される。黒漆塗瓜文鞍とともに、まとまって出土しており、中世初頭における祭祀関連の一括遺物として学術上で特に重要な資料である。

## 3 県指定文化財の指定解除

（1）駒形諏訪神社の大力シ（こまがたすわじんじゃのおおかし）

ア 種 別 天然記念物（植物）

イ 員 数 1本

ウ 所 在 地 三島市山中新田字山中40-3  
 エ 所 有 者 駒形諏訪神社  
 オ 県 指 定 年 月 日 昭和46年3月19日  
 カ 指 定 解 除 の 理 由 倒木

(2) 鳥居杉 (とりいすぎ)

ア 種 別 天然記念物 (植物)  
 イ 員 数 1本  
 ウ 所 在 地 掛川市居尻482  
 エ 所 有 者 宗教法人顯光寺  
 オ 県 指 定 年 月 日 昭和33年4月15日  
 カ 指 定 解 除 の 理 由 倒木

4 今後の予定

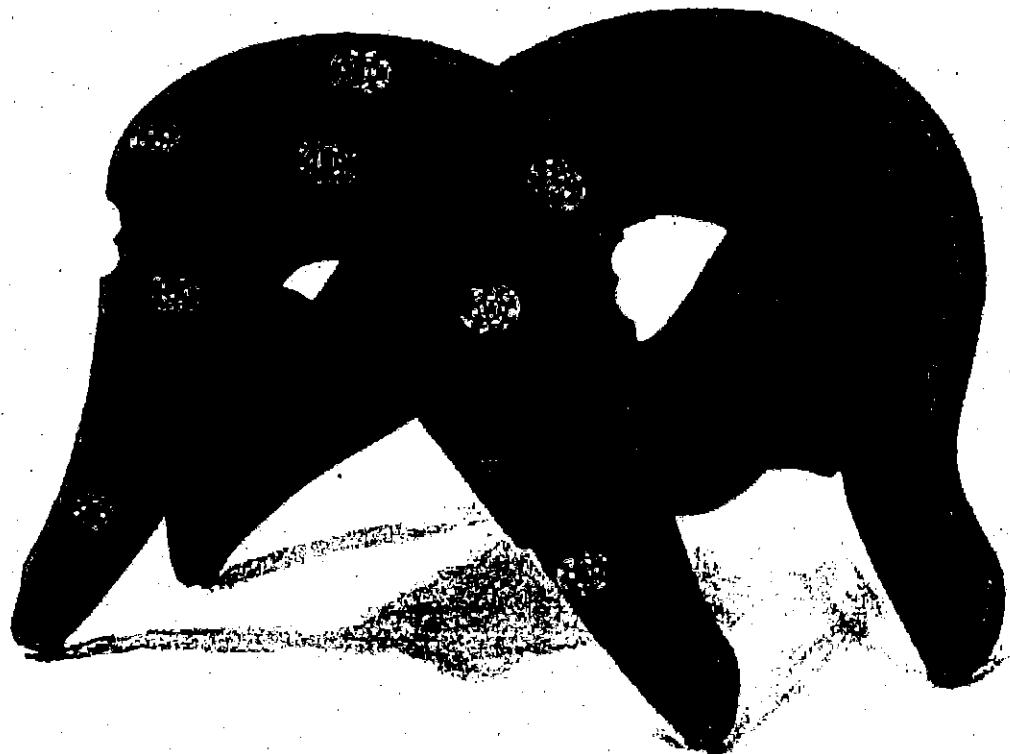
静岡県公報での告示により効力発生 (平成31年4月予定)

5 県指定文化財数

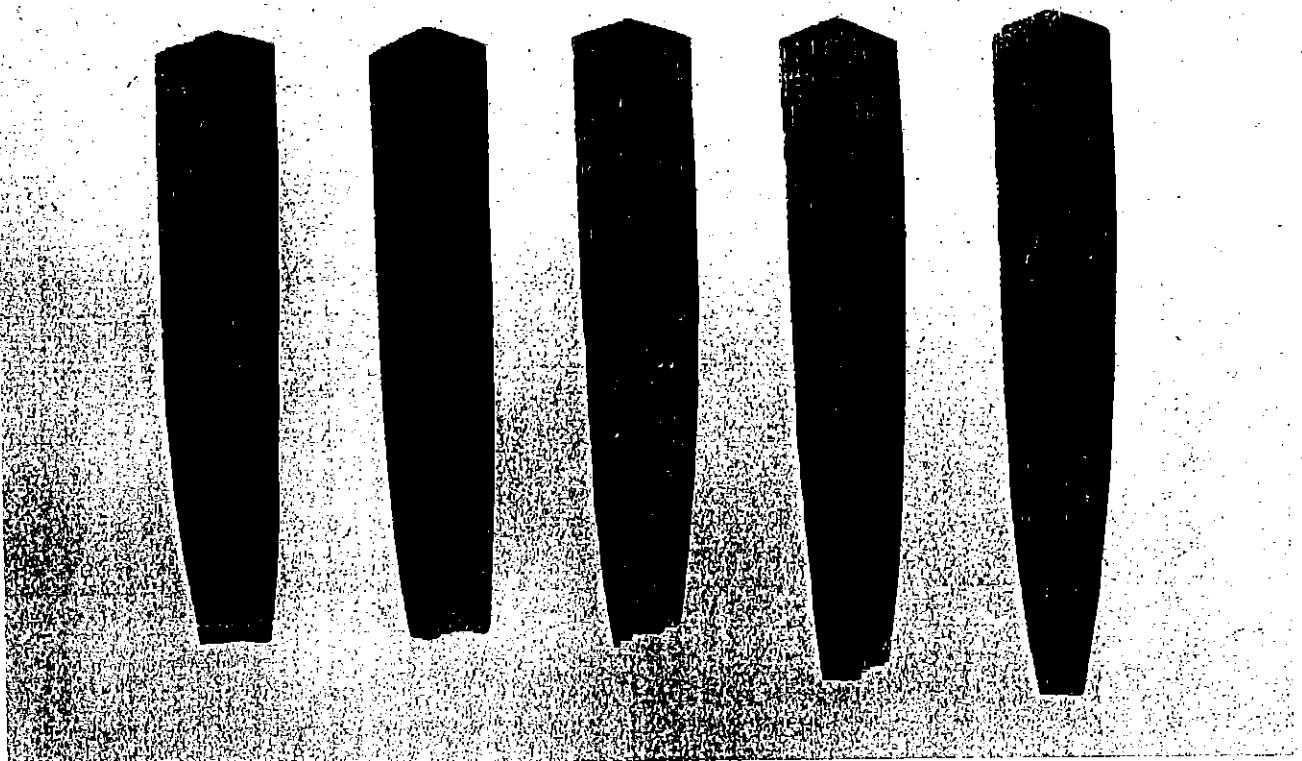
種 別	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物	合計
現在の数	328	1	58	164	551
指定(解除)後の数	329	1	58	162	550



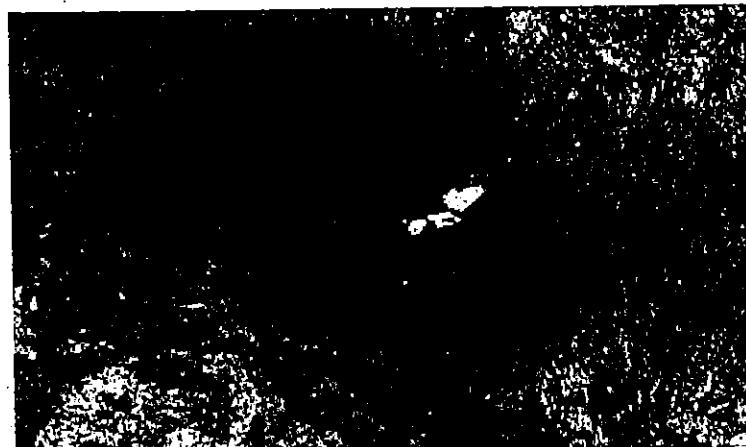
鞍



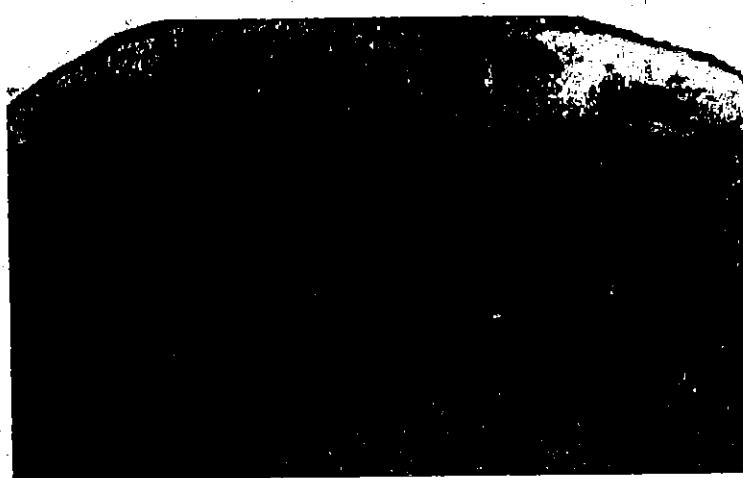
復元図



呪符木簡



鞍出土状況



呪符木簡及びヤダケ出土状況